

職員の給与等に関する報告および勧告に当たって（談話）

本日、人事委員会は、県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて特別給（ボーナス）の改定について勧告しました。

本年は、職員と民間企業の給与を比較した結果、月例給については、その水準がほぼ均衡していることから、改定を行う必要はないとの判断し、特別給については、職員の特別給が民間を上回ったことから、年間で0.05ヶ月分引き下げる旨の勧告を行うこととしました。

職員の給与以外の勤務条件に関しては、総実勤務時間の短縮、学校現場における教職員の負担軽減、職業生活と家庭生活の両立支援、職員の健康管理、ハラスメントの防止、公務員倫理の確保等について言及しました。

本年は、月例給の水準を据え置き、特別給は平成22年以来の引下げという内容の勧告となりましたが、職員においては、改めて、全体の奉仕者としての使命を自覚し、より一層職務に精励され、県民の公務に寄せる期待と要請に応えるよう要望します。

職員の給与を人事委員会勧告によって適切に決定することは、県民から支持される適正な給与水準を保障するとともに、職員の努力や成果に報い、人材の確保、安定的・効率的な行政運営に資するものあります。県民の皆様の深いご理解をいただきたいと思います。

令和2年11月2日

福井県人事委員会
委員長 野村 直之